

## 田辺市周辺衛生施設組合建設工事入札に関する規程

制定 平成18年12月5日 規程第1号

改正 平成29年3月1日 規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか、田辺市周辺衛生施設組合（以下「組合」という。）の建設工事の請負契約に係る入札（以下「入札」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者の確認)

第2条 管理者は、田辺市の建設工事請負入札参加資格者確認名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者を組合の入札に参加できる資格を有する者として確認する。

(工事入札指名業者選考委員会の設置等)

第3条 建設工事における入札参加者の選考を適正に行うため、工事入札指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 管理者は、設計金額が2千万円以上の建設工事の請負契約について指名競争入札に付そうとするときは、登録名簿により選考委員会に諮り、指名するものとする。

(組織)

第4条 選考委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 組合事務局長
- (2) 構成市町所管課長
- (3) 管理者がその都度指定する職にある者

(委員長)

第5条 選考委員会の委員長には、組合事務局長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序により構成市町の所管課長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第8条 第5条から前条までに定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(調査業務等の入札)

第9条 建設工事に係る調査、測量及び設計業務の入札に関する事務については、建設工事の例による。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

附 則（平成29年2月22日規程第1号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。